

第13回津家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成22年1月20日(水)午後1時15分～午後4時00分

2 開催場所

津家庭裁判所B館4階大会議室

3 出席者

(委員)

荒木利芳, 井面三砂, 奥昭徳, 川合昌幸(委員長), 清水力, 田中敏行,
谷口都子, 堀内照美, 三宅伸幸, 森田明美(五十音順, 敬称略)

(事務担当者)

事務局長, 首席家裁調査官, 首席書記官, 次席家裁調査官, 訟廷管理官,
主任家裁調査官, 総務課長, 総務課課長補佐

4 議事

(1) 開会の言葉

(2) 所長あいさつ

(3) 委員の紹介

(4) 主任家裁調査官による説明

少年の更生に向けての津家庭裁判所のかかわりの現状等について説明した。

(5) 意見交換

今回のテーマである「少年の更生に向けての家裁のかかわりについて」の意見交換の要旨は, 別紙のとおり

(6) 次回の意見交換のテーマについて

「面会交流について」

(7) 次回開催日 平成22年7月1日(木)午後1時15分

(8) 閉会の言葉

(別紙)

意見交換の要旨(委員長, 委員, 事務担当者)

当庁が実施している少年の更生のための教育的措置について、効果が上がっていると考えられるか又は社会から見て受け入れられているかどうかについて御意見を伺いたい。また、ボランティア組織等との連携等について良いアイデアがあればご教示いただきたい。

補導委託先での活動に、少年とともに一般の方にも参加していただいているかどうか。

少年に対して兄や姉のように親身になって接するボランティア活動を行っているBBS(ビッグブラザーズアンドシスターズ)会のメンバーに、教育的措置等の活動に参加してもらってはどうか。

津祭り等の地域イベントの準備等のボランティアに少年を参加させることを通じて、目標達成と成功体験を得させ、更生に向けた動機付けを行ってはどうか。

既存の補導委託だけでなく、その時々に応じて、近隣の被災地への救助活動のボランティアを経験させるのも教育的措置として有効ではないか。

更生に向けて資格を取得したいと考えている少年に対しては、就職支援として、職業訓練学校で指導を受けさせるなどの援助を家裁が行ってはどうか。

少年の更生には、裁判所の中だけでなく、関係機関との連携を図りながら支援を行っていくことがとても重要ではないか。

家庭裁判所は、これまでも個別事案に応じて、少年に職業訓練学校での指導を受けてみてはどうかと働きかけを行ったり、様々な資料を少年に示して就職に向けたガイダンスをするなどしてきた。今後は、少年の立ち直りのための援助として、心理的側面だけでなく就業面でのサポートについても関係機関との連携を強化しながら、より一層、教育的措置に力を入れていく必要があると考えている。